

(公社) 石川県観光連盟広告事業掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、(公社) 石川県観光連盟広告事業要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項に規定する広告事業の対象範囲に係る基準を定めるものとする。

(業種又は事業者)

第2条 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても、次の業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) ギャンブルに係るもの(宝くじ、競馬に係るものを除く)
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (4) 民事再生法又は会社更生法による再生又は再生手続き中のもの
- (5) 県の指名停止措置を受けているもの
- (6) その他、広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第3条 広告掲載の基準は、次のとおりとする。なお、(公社) 石川県観光連盟は必要に応じ広告内容の修正・削除等を、広告主又は広告取扱事業者(以下「広告主等」という。)に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する内容の広告は掲載しない。

- ①法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
- ②比較広告に該当するもの(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)
- ③懸賞広告及びクーポン付き広告に該当するもの
- ④第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの
- ⑤公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑥非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- ⑦事実と異なる内容を含むもの
- ⑧国内世論が大きく分かれているもの
- ⑨水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの
- ⑩次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - ア 性的感情を著しく刺激するもの
 - イ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑪美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑫内容または責任の所在が不明確なもの
- ⑬その他、広告として掲載することが適当でないと認められるもの

(2) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示(表現)を含む広告は掲載しない。

- ①実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示(不当表示)
- ②射幸心をあおる表示
- ③その他、消費者に誤認されるおそれのある表示

附 則 この基準は、平成19年5月24日から施行する。